**平成２３年（フ）第１０８号**
山口県宇部市笹山町１丁目12番６―301号、申立時の住所山口県宇部市南小羽山町１丁目６番15号
債務者　安部　雄一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第１０９号**
山口県宇部市南小羽山町１丁目６番15号
債務者　安部ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第２２１２号**
名古屋市南区道徳北町３―６　マンション鬼頭703号、住民票上の住所名古屋市南区豊２丁目26番２号　アイビーマンション内田橋南302号
債務者　山田　　清
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１０７号**
新潟県新発田市西園町３丁目10番13号　クリーンフィールドＡ201、前住所新潟県新発田市緑町２丁目５番35号　フォルテコート緑町302
債務者　秋元　啓示
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第１９９５号**
愛知県尾張旭市長坂町南山2874番地181　ラポール旭Ｄ―502
債務者　大崎　修司
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　美苗
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５１号**
熊本県球磨郡錦町大字一武2659番地　栄コーポ23号
債務者　山本　　深
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２３年（フ）第２８７号**
福井県鯖江市西大井町第11号26番地
債務者　西野　安之
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７０９号**
北九州市小倉北区熊谷１丁目９番４号
債務者　牛島　和充
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６９号**
三重県伊勢市二俣３丁目３番31号、申立時の住所青森市第二問屋町４丁目６番５号
債務者　中條　幸洋
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第３６４号**
沖縄県南城市佐敷字津波古435番地１　２Ｆ
債務者　田場　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大城　真也
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３８８号**
石川県白山市新田町253番地６
債務者　原　　信雄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山腰　茂広
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第３５１号**
盛岡市中堤町30番46号
債務者　渡部佐知子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１１９号**
岡山県久米郡久米南町上弓削386番地
債務者　青木　尚美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　藍良
4　破産債権の届出期間　平成23年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２３年（フ）第２０８号**
秋田県南秋田郡五城目町字下タ町71番地２
債務者　武石　茂信
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　　大
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部